

まずはお気軽に
ご相談ください

令和2年度《第2期》福岡県宿泊施設受入対応強化補助金

補助対象者

福岡県内(北九州市及び福岡市を除く)で宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)の営業許可を受けた事業者

※風営法の対象施設、市町村の施設は対象外

宿泊事業者による
観光客の受入対応強化に向けた取組みを支援します！

補助率・補助上限額

補助率1/2(補助上限額300万円)の助成

※売上高が昨年同期比15%以上減少している中小企業・小規模事業者の方は、補助率3/4(補助上限額450万円)の助成

対象事業 <詳細は内面をご確認ください。>

- 1 バリアフリー化を目的とした施設改修等
- 2 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
- 3 パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
- 4 タブレット端末等の多言語補助機器の整備
- 5 共用部及び客室内のテレビの国際放送設備の整備
- 6 共用部及び客室内における無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備
- 7 共用部及び客室内のトイレの洋式化
- 8 インバウンド対応を目的とした客室内における浴室の設置
- 9 宿泊予約システムの整備
- 10 キャッシュレス決済端末、パスポートリーダーの整備
- 11 非常用電源装置の設置、情報機器への電源供給機器の設置

受付期間

令和2年9月23日から令和2年11月20日まで

※予算がなくなり次第、終了となります。

お問合せ

◎申請に関する事前相談<任意>

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合

TEL: 092-737-5050

受付時間: 10:00~16:30 ※土日祝日を除く。

◎事前相談以降のお問い合わせ先・申請書提出窓口

福岡県宿泊施設補助金事務局(受託事業者:(株)ACR)

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通4-10-10 紙与天神ビル2F

TEL: 092-406-2464 E-mail: fuku-hojo@acr.gr.jp

受付時間: 9:00~17:00 ※土日祝日を除く

事業の目的

旅行者の満足度や利便性の向上・受入対応の強化のために、福岡県内の宿泊施設が実施するバリアフリー化などの施設改修やWi-Fi整備、多言語での案内・情報発信等の取組みを支援する補助制度です。

補助対象施設

福岡県内(北九州市及び福岡市を除く)で以下の営業を行っている宿泊施設

- ① 旅館・ホテル営業(旅館業法第2条第2項)
- ② 簡易宿所営業(旅館業法第2条第3項)

ただし、次の施設は対象外となります。

- (1) 国及び地方公共団体が所有、管理又は運営する施設
- (2) 北九州市又は福岡市に所在する施設
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの

補助対象事業

1. バリアフリー化を目的とした施設改修等

- 補助対象施設・客室及び当該施設の敷地内で行うバリアフリー化整備
- 施設及び設備のバリアフリー整備に係る備品の購入(改修工事を伴わないもの)
 - ・出入口の段差解消、手すりの設置
 - ・エントランスにおけるスロープやエレベーターの設置
 - ・誰でも(障がい者、高齢者、乳幼児連れ)使いやすいトイレの設置 等

2. 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応

- ・館内案内図、その他案内表示の多言語化
- ・客室内における施設利用案内等の多言語化 等

3. パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応

- ・現在日本語のみのパンフレット、ホームページの多言語化
- ・多言語による新しいパンフレット、ホームページの作成 等

4. タブレット端末等の多言語補助機器の整備

- ・受付や客室における多言語翻訳機(多言語翻訳機能を備えたタブレット)の設置 等

5. 共用部及び客室内のテレビの国際放送設備の整備
6. 共用部及び客室内における無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備
7. 共用部及び客室内のトイレの洋式化
 - ・和式トイレから洋式トイレへの改修、または洋式トイレの増設
 - ※洋式便器のウォシュレット化など、すでに洋式トイレのものは対象外
8. インバウンド対応を目的とした客室内における浴室の設置
9. 宿泊予約システムの整備
10. キャッシュレス決済端末、パスポートリーダーの整備
11. 非常用電源装置の設置、情報機器への電源供給機器の設置

補助対象経費

補助事業を実施するために必要となる経費のうち、以下の経費が対象となります。
 なお、維持管理費（ランニングコスト）は、対象外となります。（初期経費のみ対象。
月額費用の前払いなどは対象外）

（対象経費 例）

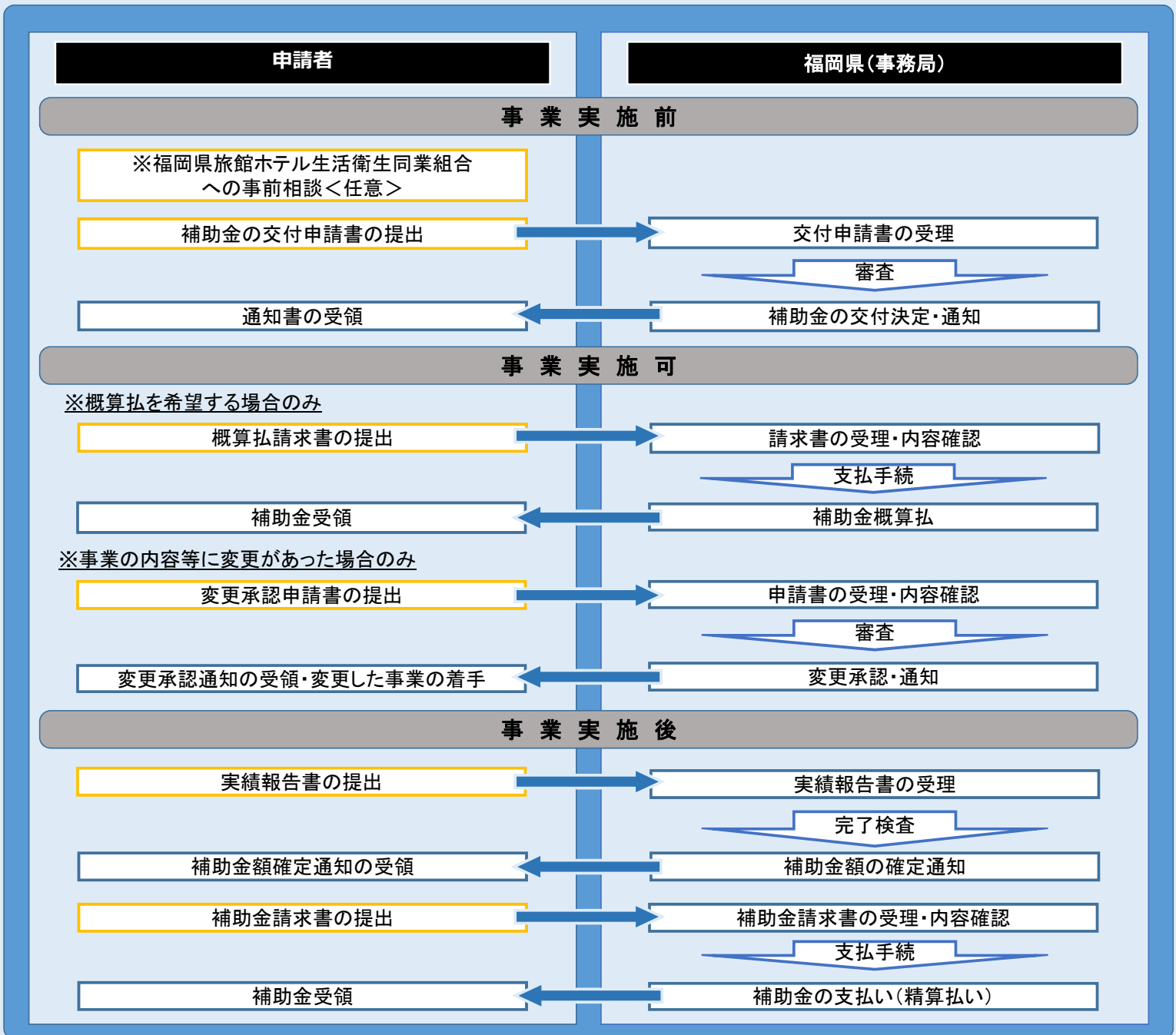
区分	対象経費
設置・改修費	施設の整備に必要な設計費、工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。）ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費等を含む。
機器購入費	翻訳機器、キャッシュレス決済端末、パスポートリーダーの購入費等
初期導入費	ホームページ制作費、システム構築費等
広報物印刷費	パンフレット作成費（デザイン、印刷費含む）

※今年度の観光庁の以下の補助金等、国や市町村の補助金を併用して利用することも可能です。補助金を併用する場合には、補助対象経費から国や市町村の補助金を除いた額が県の補助金の補助対象経費となります。

- （観光庁補助金）・宿泊施設バリアフリー化促進事業
- ・宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

※補助対象経費は、全て消費税抜きで算出してください。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、切り捨てとしてください。

申請の流れ



補助金交付申請に必要な書類

- 提出書類のチェックリスト
- 様式第1号 福岡県宿泊施設受入対応強化補助金交付申請書
- 様式第1号の2 事業計画書(1)
- 様式第1号の3 事業計画書(2)
- 補助事業内容が確認できる書類
・仕様書、図面、施行場所の写真、工程表、補助対象経費の積算が確認できる書類等
- 見積書(2社以上)
- 旅館業法営業許可書(写し)
- 宿泊税施設番号通知書(写し)
又は宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認通知書(写し)
- 様式第1号の4 誓約書
- 様式第1号の5 役員名簿
- 債権者登録申出書

◎申請書は以下からダウンロードしてください。

【福岡県ホームページ】
トップページ>しごと・産業・観光>
観光・物産>観光振興
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shukuhaku-hojo2.html>

